

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 厚生労働 省・庁）

制 度 名	厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置		
税 目	所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、相続税、国税徴収法等		
要 望 の 内 容	○ 現在の厚生年金基金制度は、厚生年金保険の一部を基金が運用し、給付を行うという、昭和 4 1 年に創設された制度であるが、昨今の経済金融環境の変化や母体企業（多くは中小企業）の経営悪化等により、代行割れ問題をはじめとする厚生年金基金の財政運営を巡る課題が顕在化してきた。 ○ こうした状況を踏まえ、厚生年金基金制度等について、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告」等を踏まえて更なる検討を行い、必要に応じ税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 ○ 現在の厚生年金基金制度等が抱えている課題に対応するため、厚生年金基金制度等について所要の措置を講じる。 (2) 施策の必要性 ○ 昨今の経済金融環境の変化や母体企業（多くは中小企業）の経営悪化等による代行割れ問題をはじめとする厚生年金基金の財政運営を巡る課題に対処するとともに、中小企業の企業年金の普及を促進するために、厚生年金基金制度等について、所要の措置を講じる必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1－3 企業年金等の健全な育成を図ること 1－4 企業年金等の適正な運営を図ること
		政 策 の 達 成 目 標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当なし)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(該当なし)
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		(該当なし)